

(別紙1)

川崎市点字図書給付事業実施要領

この要領は、川崎市障害児（者）日常生活用具給付等実施要綱に基づく、点字図書の給付に関する実施細目を定めるものとする。

(目的)

第1条 この事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。

(給付対象者)

第3条 市内に住所を有する視覚障害児（者）で、主に、情報の入手を点字によっているものとする。

(給付対象の点字図書)

第4条 月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第5条 給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。(但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)

(点字図書出版施設)

第6条 点字図書を給付することができる出版施設（以下「出版施設」という。）は、別表「点字図書給付対象出版施設」とする。

(登録の申請等)

第7条 点字図書の給付を受けようとする者（これに現に扶養している者を含む。）（以下「申請者」という。）は、点字図書給付台帳登録申請書（別紙様式1）をその居住地を管轄する区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項による申請書を受理した区長は、審査の上、点字図書給付台帳（別紙様式2）（以下「台帳」という。）登録の可否を決定する。台帳に登録すると決定したものには、点字図書給付台帳登録決定通知書（別紙様式3）により通知する。台帳に登録しないと決定したものについては、点字図書給付台帳登録却下通知書（別紙様式4）により通知する。

(給付の申請)

第8条 台帳に登録されている者が、点字図書の給付を受けようとするときは、あらかじめ出版施設に

電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（別紙様式5）（以下「証明書」という。）の発送を依頼し、点字図書給付申請書（別紙様式6）（以下「申請書」という。）とともに、区長に提出するものとする。

2 前項による申請書を受理した区長は、登録の確認及び証明書の記載内容等を審査の上、給付すると決定したものについては、台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印する。又、同時に点字図書給付決定通知書（別紙様式7）（以下「決定通知書」という。）及び点字図書給付券（別紙様式8）（以下「給付券」という。）を作成し、証明書及び給付券は出版施設へ、決定通知書は申請者へそれぞれ送付する。

また、審査の結果、給付しないと決定したものについて「点字図書給付却下通知書」（別紙様式9）を申請者に送付する。

（費用負担及び給付）

第9条 申請者は、前条第2項による決定通知書を受けた後速やかに、出版施設に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を支払い、点字図書の給付を受けるものとする。

（費用の支払い）

第10条 点字図書の給付に要する公費負担分の支払いは、次によるものとする。

（1）出版施設は、公費負担分（点字図書の価格から前条により申請者が支払った自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を減じた額）の請求を行う場合は、請求書・支払金口座振替依頼書及び給付券を福祉事務所へ送付する。

（2）前項による請求書等を受理した区長は、記載内容を確認し、給付台帳と照合の上、出版施設に対して支払いを行う。

（施行細目）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は健康福祉局が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

別表 点字図書給付対象出版施設

1	社会福祉法人 石川県視覚障害者協会 石川県視覚障害者情報文化センター	石川県金沢市芳斉市 1-15-26	076-222-8781
2	エスケービー	愛知県西春日井郡 豊山町豊場字新田町 145	0568-28-3166
3	社会福祉法人 桜雲会	東京都新宿区高田馬場 1-11-14 藤和シティホームズ高田馬場 102	03-5337-7866
4	社会福祉法人 岡山ライトハウス 岡山ライトハウス点字出版所	岡山県岡山市北区今 1-7-25	086-241-4226
5	社会福祉法人 光友会 神奈川ワークショップ	神奈川県藤沢市瀬郷 1008-1	0466-48-1503
6	社会福祉法人 京都ライトハウス 情報製作センター	京都市北区紫野花ノ坊町 11	075-462-4446
7	社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	東京都板橋区蓮沼町 20-18	03-5392-4002
8	社会福祉法人 佐賀ライトハウス 六星館	佐賀県佐賀市天神 1-4-16	0952-29-6621
9	点字印刷・出版 雑草の会	東京都荒川区西尾久 1-3-8	03-3810-1241
10	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区上荻 2-37-10 Kei ビル	03-5310-5051
11	社会福祉法人 信愛福祉協会 信愛福祉協会点字出版部	東京都世田谷区喜多見 9-6-2	03-3489-4049
12	毎日新聞社 点字毎日編集部	大阪市北区梅田 3-4-5 毎日新聞大阪本社	06-6346-8386
13	NPO 法人 点字民報社	大阪府大阪市住吉区荻田 5-1-22 ポポロあびこ 201 大阪障害者センター内	06-6697-9053
14	社会福祉法人 東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀 3-32-10	0422-48-2221
15	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会点字出版所	東京都新宿区大久保 3-14-4 毎日新聞社早稲田別館内	03-3200-1310
16	社会福祉法人 名古屋ライトハウス 名古屋盲人情報文化センター点字出版部	名古屋市港区港陽 1-1-65	052-654-4523
17	社会福祉法人 日本点字図書館 図書製作部	東京都新宿区高田馬場 1-23-4	03-3209-0671
18	社会福祉法人 日本ライトハウス 点字情報技術センター	大阪府東大阪市森河内西 2-14-34	06-6784-4414

19	日本漢字点字協会	大阪府吹田市青山台 3-41-9	06-6831-4565
20	社会福祉法人 日本盲人会連合 点字出版所	東京都新宿区西早稲田 2-18-2	03-3200-6157
21	社会福祉法人 東京光の家 指定障害者支援施設 光の家栄光園	東京都日野市旭が丘 1-17-17	042-581-2340
22	社会福祉法人 兵庫県視覚障害者福祉協会	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-222-5556
23	公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会 点字制作部	広島県広島市東区若草町 15-15 ヘルパーセンターさんぽ内	082-258-3270
24	一般社団法人 広島ブレイルセンター	広島市東区戸坂千足 1-1-25 川口ビル 102	082-516-8411
25	社会福祉法人 京都視覚障害者支援センター 点字出版施設 紫野点字社	京都府京都市西京区 大枝東長町 1-67	075-333-0171
26	社会福祉法人 ぶどうの木 ロゴス点字図書館点字出版部	東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館内	03-5632-4428
27	NPO 法人 自立支援ステーション ぽかぽか ワークスペース こすもす	奈良県大和郡山市北郡山町 87-3	0743-84-4321

点字図書給付台帳登録申請書

区長

住 所 _____ 区 _____

申請者

氏 名 _____ 印 _____

対象者との続柄 (_____)

次のとおり点字図書給付対象者の登録を申請します。

給付対象者		生年月日	M・T 年 月 日 S・H (歳)
住 所	_____ 区 _____ 電 話 (_____)		
身体障害者 手 帳	都・道 府・県 第 _____ 号 市 (_____ 年 _____ 月 _____ 日交付)	障 害 名	(_____ 級)
調 査 欄	_____ 年 _____ 月 _____ 日 点字図書対象者として給付台帳への登録が適当と認めます。 _____ 福祉事務所 担当者氏名 _____ 印		
	備 考		

- * 調査欄は福祉事務所で記入します。
- * 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとします。

点字図書給付台帳

氏 名 (生年月日)	(M T S H 年 月 日)	登 録 番 号	
		第	号
住 所		登 録 年 月 日	
		年	月 日
障 害 名 等		等 級	

年 月 日	給付図書	巻冊数	出版施設	価格	自己負担額	公費負担額
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						

(別紙様式3)

様

(問い合わせ先)

第 号
年 月 日

点字図書給付台帳登録決定通知書

川崎市 区長

さきに申請のありました点字図書給付台帳への登録につきまして、次のとおり決定しましたので、通知します。

登録番号	号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
生年月日			
対象者住所			
注意事項	<ol style="list-style-type: none">点字図書の給付を申請する場合は、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」の発行を、点字図書出版施設へ電話等で依頼してください。点字図書の給付が決定された場合は、自己負担額を点字図書出版施設へ支払い、点字図書の給付を受けてください。給付する点字図書は、年間6タイトル又は24巻が限度です。(但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除きます。)住所等に変更があった場合は、福祉事務所へお届けください。		

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告人の代表者となります。)提起することができます。

〒

第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区長

点字図書給付台帳登録却下通知書

さきに申請のありました点字図書の給付台帳登録につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 却下理由

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告人の代表者となります。）提起することができます。

（問合せ先）

点字図書発行証明書

年 月 日

給付申請者

氏 名 _____

住 所 川崎市 区 _____

電話番号 _____ () _____

給付申請図書

No.	図 書 名	巻数・冊数	価 格	自 己 負 担 額
1		巻 冊	円	円
2		巻 冊	円	円
3		巻 冊	円	円
4		巻 冊	円	円
5		巻 冊	円	円
合 計		巻 冊	円	円

出版施設 住 所

施 設 名

給 付 証 明 書

上記の点字図書を給付することを証明します。

年 月 日

福 祉 事 務 所 長 印

(別紙様式7)

様

(問い合わせ先)

第 号
年 月 日

点字図書給付決定通知書

川崎市 区長

さきに申請のありました点字図書の給付につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

登録番号	号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
対象者住所			
給付図書名		巻数	
出版施設名 住所・電話			
価格	円	自己負担額	円
		公費負担額	円
備考			

※ 出版施設に自己負担額を支払い、点字図書の給付を受けてください。

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告人の代表者となります。）提起することができます。

(問合せ先)
210-0000 川崎区東田町〇
〇〇区役所高齢・障害課障害者支援係
電話 044-0000-0000
FAX 044-0000-0000

号
平成 年 月 日

点字図書給付券					
給付券番号		給付券発行年月日			
対象者氏名		生年月日			
対象者住所					
保護者氏名		対象者との続柄			
給付する 点字図書名				巻数	
出版施設名 住所・電話					
価格	円	利用者負担額	円	公費負担額	円
上記のとおり点字図書の給付を決定します。 平成 年 月 日 川崎市 区長					
業者の納付した日	年 月 日	給付を受けた者・扶養 義務者から受領した額			円
受領業者名及び受領日（給付を受けた者等 から受領した額がある場合のみ記入・押印）		住所 業者名 代表者名		年 月 日受領	印
図書受領者氏名・印	印	検収者	検査年月日	年 月 日	
			検査員氏名		印

〒

28 第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区長

点字図書給付却下通知書

さきに申請のありました点字図書の給付につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 却下理由
- 4 図書名

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告人の代表者となります。）提起することができます。

（問合せ先）